

# 天津大野木マイツニューズレター

## 新春号

2006年2月7日 担当：安達 友信

## 海外出向者の日本における所得税の取り扱いは??

日本では、2月16日から3月15日にかけて前年度個人所得税の確定申告時期ですが、日本での賃貸収入や株式売却収入等がある中国赴任者は、日本における個人所得税の取り扱いが気にかかるところです。

そこで、今回は中国駐在中の方が日本における所得がある場合の取り扱いについて簡単にご紹介いたします。

### 1. 非居住者の取り扱い

海外出向期間が1年以上の予定である場合 ⇒ 出国の翌日から非居住者扱い。

非居住者は、原則として日本国内源泉所得のみ課税。

(注) 中国出向者に対し日本本社が支払う給与は、当該出向者の勤務地が中国であるため、一般的に日本国外源泉所得（中国国内源泉所得）とされます。→日本での課税なし。

### 2. 国内源泉所得の取り扱い

#### (1) 不動産賃貸収入がある場合の取り扱い

貸家等の家賃収入がある場合、家賃収入に対して20%の源泉所得税徴収。

その後確定申告にて、課税所得金額（総合課税）及び年税額を計算し、当該源泉徴収税額と精算。

・・・所得税法 161 三、所得税法 213

#### (2) 資産の譲渡がある場合の取り扱い

##### ① ゴルフ会員権の譲渡

ゴルフ会員権の譲渡による所得は、確定申告にて総合課税により税額計算。

・・・所得税法 165、所得税法施行令 164①

##### ② 不動産の譲渡

土地や建物等の不動産の譲渡がある場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税徴収。

その後確定申告にて、他の所得と分離して税額計算し（譲渡所得の分離課税）、当該源泉徴収税額と精算。

・・・所得税法 161①の2、所得税法 179

##### ③ 有価証券の譲渡について

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者が、保有する有価証券を譲渡した場合には、同族会社の同族人が株式の譲渡を行う場合（事業譲渡類似の株式の譲渡）とみなされる場合を除き、日本の所得税の課税関係はなし。

・・・所得税法施行令 291

### (3) 配当および利子について

株式等の配当については20%の源泉所得税徴収。

預貯金の利子や投資信託等の分配金については15%の源泉所得税徴収。

ただし、中国の居住者であれば日中租税条約により各税率は10%に軽減。

・・・所得税法 161、日中租税条約第 10 条・11 条・12 条

### (4) 確定申告時の所得控除について

非居住者が確定申告をする際に控除できる所得控除は次のものに限られています。

①基礎控除（38万円） ②寄付金控除 ③雑損控除

・・・所得税法 165

## 3. 中国における課税関係は？

中国における課税関係は、住所を有する個人（一般的に中国国籍を有する者と解されている）および住所を有しないで5年超中国に居住する個人は、全世界課税となります。

ただし、住所を有しない個人で、中国居住期間が1年以上5年以内で個人所得税法实施条例6条の承認を得ている居住者は、中国の国内機構もしくは個人から受け取った収入でない限り、中国における国内源泉所得のみの課税となります。つまり、上記2. の日本国内源泉所得については課税されません。

中国出向者の方で、日本における国内源泉所得があり日本での確定申告が必要な場合には、何かと手間と時間を要してしまいますので、申告納税地の所轄税務署や税理士等の専門家によくご相談の上、対応する事をお勧めいたします。

(完)